うそ・いたずらの119番通報は犯罪です。

119番通報の中には、「うそ・いたずら」の 119番通報があります。この行為は犯罪です。 実際に過去にうその通報をした人が、警察に逮捕されたこともあります。

・ 消防法第 44 条では、「30 万円以下の罰金、又は拘留」

うそ・いたずら通報をした者は、以下の刑に処せられます。

- 刑法第233条(偽計業務妨害)では、「3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金」

うそ・いたずらの通報で、消防車が出場しているとき、別の場所で本物の火災が起こったら・・・消防車の到着が遅れてしまいます。火災があなたの家だったらどう思いますか。

※誤って119番をしてしまった時は「間違えました」と一言お願いします。-

119番での問合せはやめてください。

119番は火事や救急などの緊急のための回線です。119番回線は限られており、問い合せの電話が多く寄せられると、緊急の通報がつながりにくくなることが考えられます。

問い合わせは、119番ではなく、次の問い合わせ先にお願いします。

- 「休日の診療を行っている病院を知りたい。」休日当番医⇒久慈市ホームページをご覧ください。
- 「近くでサイレンが聞こえるけど、どこで何があったの。」消防本部災害テレホンサービス⇒電話(0194)53-9999にお問い合わせください。

.